

## 産業構造審議会知的財産分科会

### 第9回営業秘密の保護・活用に関する小委員会議事録

○諸永知的財産政策室長　皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より産業構造審議会営業秘密の保護・活用に関する小委員会の第9回会合を開催したいと思います。

本日は、ご多忙中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、野口委員が少し遅れるとご連絡をいただいております。そして、今日初めてこの委員会、全委員の方々にご参集いただけたといったところで、誠にありがとうございます。そしてまた、オブザーバーとして、後藤先生、法務省、文化庁、そして内閣府からご出席をいただいております。

それでは、岡村座長、司会進行をよろしく願いいたします。

○岡村委員長　おはようございます。早速審議を始めたいと思っておりますけれども、それに先立ち、本日の配付資料の確認などを事務局からお願いしたく存じます。

○諸永知的財産政策室長　それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1「議事次第」、資料2「委員名簿」という形で配付させていただいております。本日、ペーパーレスといったところで、傍聴の方々には、事前にホームページなどをご確認いただいているところでございます。そして資料3でございますけれども、新たな情報財検討委員会の報告書（案）を示しています。資料4、こちらは、ホームページには実はまだ公表をしておりません。本日11時、この会議の途中で調査結果の報告という形で経済産業省のホームページにアップいたします。席上の委員の方々のみ、11時に解禁の情報といったところで配らせていただきますので、本日はスライドで紹介させていただきます。ただ、お帰りの際には、入り口に資料を置かせていただきますので、傍聴の方々で必要な方がございましたら、お持ち帰りいただければと思います。そして資料5、こちらは委員会の中間とりまとめ概要（案）、そして資料6ではその方向性の整理として資料をご準備しております。

もし不備等ございましたら、事務局にお申しつけください。

○岡村委員長　ありがとうございました。

それでは、議題に入らせていただくことにいたします。

本日は、まず内閣府の知的財産戦略推進事務局から、新たな情報財検討委員会における

検討状況についてご説明をいただきたく存じます。

こちらの検討会では、データの流通とか、あるいは利活用の促進について幅広いご議論がなされておりまして、その中で不正競争防止法に関連する議論もされていらっしゃると思いますので、その状況についてご説明いただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○福田参事官 内閣府知的財産戦略推進事務局参事官の福田でございます。おはようございます。

今、委員長からご紹介ございましたように、私ども知財戦略事務局は、総理を本部長といたします知的財産戦略本部の事務局を務めてございまして、その本部のもとで、実質的な検討体として検証・評価・企画委員会というものがございます。その中で、この営業秘密小委員会における検討テーマの1つでございますデータの保護に関連いたしまして、昨年10月以来検討を行ってまいりましたので、そこで得られた結論につきまして、今日はお時間をいただきまして、資料3に基づき簡単にご紹介をしたいと思います。

それでは、1ページ目、行っていただけますでしょうか。

1ページ目にございますように検討の経緯でございますけれども、将来の産業の糧となるであろうデータとAI、これらにつきまして、新たな情報財と称しまして検討を行ってまいりました。その利活用促進のために基盤となる知財システムのあり方は一体どういったものであろうかということで、昨年の10月から、検証・評価・企画委員会のサブグループとしてこの「新たな情報財検討委員会」というのを立ち上げて、計7回検討してまいりました。

右側の下のところにメンバーが書かれてございまして、こちらの委員であります林委員と宮島委員にもご参画をいただいているところでございます。昨年の10月から、第1回を開きまして、計7回開催をいたしまして、3月13日、今週の月曜日に、報告書のとりまとめということで報告書（案）を提示させていただきまして、細かな文言の修正についてのご指摘はありましたが、それらの修正については中村委員長、渡部委員長の両委員長にご一任をいただきまして、とりまとめを行ったというところでございます。

2ページ目へ行っていただきます。

まず、枠囲みにございます「現状と課題」であります。冒頭のところにおきましては、技術的な進歩と法的な環境整備によりまして、新しい価値の創出につながるようなデータの利活用が非常に期待されているというところを書かせていただいております。しかし

ながら、ビジネスモデルが十分に確立されていないとかデータ流通基盤が確立されていないといったことに加えて、不正利用された場合の対応に対する懸念であるとか不安といったものを背景に、期待されたとおりのデータの利活用というのがなされていない状況ではないかというご指摘がございます。

この点につきまして、参考となっております3ページ目をごらんください。

3ページ目でございますように、発明等の技術情報との対比という形で、下の段と上の段と対比させていただいておりますけれども、データの場合におきましては、一番左端の営業秘密として保護をする、クローズにするというオプションと、完全にオープンにするという形の一番右側のオプションの間に当たるような法的枠組みというのがないのではないかと。価値あるデータの利活用が広く進むような法的枠組みが存在しないというこの点につきまして、そもそもここに法的枠組みを設ける必要があるのかどうなのか。必要であるとするならば、どういったデータに対してそういう法的枠組みを与えるべきなのか、あるいはどういった保護形態があるのかといったことを幅広く検討してまいりました。

次、4ページ目へ行っていただきますと、まず、どういったデータについて法的保護の必要があるのかということをご若干イメージ的に図示したものでございます。一番大きく外側でございますのが、収集・蓄積・保管といったところに一定の投資、労力を投じる必要があるものについては、投資を回収するインセンティブを与える必要があるのではないかとということで、法的枠組みを設ける必要性のあるデータというのがこの中にあるであろうと考えております。

加えて、その中にピンクの枠がございますけれども、必要であるからといって必ずしも全て保護していいということでもございませんので、取引の安全であるとかといったことを考えて、社会的に許容される範囲というのがその中にあるのではないかとということでピンクの枠を書かせていただいております。

そのうちの両方を満たす形態といたしまして、既に不正競争防止法のもとの営業秘密の保護というのがあるのではないかとということで、ブルーの枠を書かせていただいております。ブルーとピンクの間に、では、データとして保護に値するものがあるのかどうなのかというのが、保護の対象となり得るデータでございます。これらについて、いずれにいたしましても保護の必要性と許容性、両方の観点から検討が必要であろうと。私どもの検討の中では、分野を超えてデータを共有、利活用し合うといったような場面において、営業秘密等の保護では必ずしもカバーし切れない部分があるのではないかとご指摘を

いただいております。

続きまして、5ページ目でございますように、では、どういった保護の形態があるのかということで、幅広いオプションというのがあるのではないかとということでございます。一番右端から、どちらかというところと自己防衛というか、自らが占有、しっかり囲い込むことによって保護を受けるようなところに始まりまして、だんだん左に行くに従って権利性が強くなっていきます。セキュリティーの隣には、契約によってしっかり保護を受ける。それから、こちらでのご検討対象になるであろう不正行為の規制といったものもございまして、うっすら点線が書いてございますけれども、そこから左が、何らかの権利を付与するというパターンでございます。

こうした幅広いバリエーションがある中で、検討に当たって必ず留意しなければいけない点ということで、スライドに入れるのを忘れてしまいました、3つございました。1つ目が、最も大事だといわれたのは産業競争力強化という観点でございます。これが全体を貫く観点として重要ということでございました。加えて、2つ目でございますけれども、保護と利活用のバランスというのをしっかりとるべきであると。一方に偏り過ぎても利活用は進まないということでございましたので、バランスの観点。最後に3つ目は、国際的な視点というのを同時にあわせて考える必要があります。我が国だけ、このグローバル化された社会において突出した仕組みを設けても、むしろそれはかえって産業の競争力の阻害要因となり得るということでございます。この3つをちゃんと考慮すべきということでございました。

8ページ目まで飛んでいただけますでしょうか。

この国際的な観点につきましては、私ども知財事務局からも今年の1月末から2月の頭に出張者を出しまして、欧州の情報収集をしましてまいりました。そうしたところ、まさに今年の1月から「欧州のデータエコノミーの構築」と題するコミュニケーションが出されておまして、左側の枠の中に書いてございますように、まさしく私どもの検討と全く軌を一にするような検討がなされているという状況であることが確認されました。

右側がヒアリングの中身でございますけれども、先ほどのバリエーションのあるオプションの中で、左側にあったような排他的な権利、権利性が非常に強いものを設けるとするのは、むしろデータの利活用を阻害する要因になるのではないかとということのご指摘がございました。欧州には特別変わった制度がございまして、Sui generis right（特別の権利）というものがデータベースについて設けられているところがございます。これについ

で状況はどうかということを知ると、データベースに関する権利ということで、権利が与えられる内容というのが必ずしもよくわからないと。特にIoT自体のデータの中身については保護されないのではないかとということで、余りこの時代に即したものではないというような指摘もあったということでございます。

最後のところですが、我が国においては、一般的な不正競争行為の規定というのではないというふうにされているところですが、欧州には、むしろドイツとかは一般的な不正競争行為の規定というのがございまして、そういった比較に照らしてみると、我が国においては、そういうデータに関する行為規制アプローチも考慮してよいのではないかと、うご指摘もいただいたりしているところでございます。

2ページ目に戻っていただきまして、こうした検討を踏まえまして、先ほど申し上げた3つの視点なども踏まえて得られた結論ということで、「具体的に検討を進めるべき事項(案)」というのが3つ掲げられてございます。上の2つは、先ほどのバリエーションのうちの右の端のほうの自己防衛に当たる、セキュリティーと契約を使ってしっかりやってみましょうと。取り組みを進めていく上での取り組みを支援していこう、データの契約に関する支援、それから健全なデータ流通基盤の構築の支援ということをやっていこうということでございます。

特にこの委員会との関係におきましては、「公正な競争秩序の確保」というところがございますように、「安心してデータを提供しかつ利用できる公正な競争秩序を確保するため、新たな不正競争行為の対象となるデータや行為について、産業の実態を踏まえ、具体的に検討を進める。」ということが適当であるというふうに結論づけてございます。先ほどのバリエーションの絵、5ページ目でいきますと、点線で引かれていた右側を全てやってみましょうということになってございます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○岡村委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、事実確認などがございましたらよろしくお願いたします。いつものように、ご質問等がある方は、大変恐縮ですが、このように名札を立てていただきましたら、順次指名させていただきますのでよろしくお願いたします。

では、特にならぬでございますので、今後の他の論点もございまして、その中で、また必要がございましたらこれに戻って、これも含めてご議論あるいはご質問いただくと

いうことで進めさせていただきたいと思います。

では、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は、「『企業における営業秘密管理に関する実態調査』の結果について」でございます。まずは、事務局から資料の説明をお願いしたく存じます。

○諸永知的財産政策室長　事務局から、資料4-2に基づいてご説明したいと思います。会場の方々には、お手元には資料ございませんので、投影させていただきますスライドを  
ごらんいただければと思います。

まず、今回ご報告する調査は、12月5日の本小委員会開催時に、現在、2つの調査を行っているのご説明いたしましたうちの1つでございます。こちらは、営業秘密に関して、平成24年度に行った調査をもとに、今まで、さきの法改正の検討などを行ってきたわけなのですけれども、そちらのほうが行われて1年と少しが経ち、さらにハンドブックもつくらせていただいたところがございますので、そんなところの実態はどうなっているかを改めて調査するために、IPAにご協力いただきながら、一緒に調査のほう進めてまいりました。

調査の対象でございますけれども、1万2,000社に対してアンケートをお送りさせていただきました。そして大規模、中小規模と、製造業、非製造業といった形で分けながら検討の解析を行ってまいりました。中小企業の中の非製造業は、中小企業の定義でいきますと100名以下と出てきますけれども、300名以下とすると製造業とのバランスもありますので、その両方で比較をしました。ただ、300名以下の表をみていただきましても、100名以下のところが670社中651社となっており、ほぼ変わらない部分であるといったところで、今回こちらにお示ししている結果といたしましては、300名で大規模、中小規模といったところを切るような形で示させていただいております。

結果を我々のほうで解析をしてきたところではあるのですけれども、少し前回調査、平成24年度調査との比較も含めて、まず漏えいを実際に経験した企業に関して、その漏えいルートはどうなっていますかという質問でございます。平成24年の調査におきましては、上から2つ目の中途退職者、元正規職員といったところからの情報漏えいが多く、前回調査では50.3%ということで、よく我々も今まで説明で使ってきたのですが、今回の調査では24.8%となっており、これは対策が進んできたのではないかとということで、かなり減少がみられています。

一方で、現従業員によるミスであるとか取引先からといったところがふえてきているところが、今回の調査から明らかになってきているところがございます。特に現職員のミスは、さらに引き続き、どのような漏えいルートだったのかなとか、こんなところも検討していったほうがいいのではないかと考えています。

次に、今、対策についてどのようなものを進めていますかといったところを、これも大規模、中小規模で分けて表で示させていただきましたが、左側の部分が、アクセスをシステムの的に制御しているようなところで、右側の部分が、それを物理的に制御しているようなところでもありますけれども、特に大企業のほうはかなり対策が進んできております。ある程度アクセス権を付与するであるとか、パスワードを設定するであるとか、アンチウイルスソフトを入れるといったところは、7割、8割となっております。そして、5割以上といったところもある程度みられているところがございます。

一方で、濃い赤になっているところの中小企業の対策、簡単なアンチウイルスソフトを入れますよといった対策も含めてなかなか進んでいないのが実態として明らかになったと思っていますし、一番下、特に何もしていませんといったところは、サイバーセキュリティーの観点など、そんなところからも我々としては取り組んでくださいと勧めているところではございますけれども、まだ特に何もしてないといったところが、一番下、37.9%、そして物理的な制限に関しては55.8%といったところで、こんなところは引き続き対策をどう進めていくのかを考えていかななくてはいけないなというふうに感じています。

今回、この場で検討いただいています第四次産業革命に向けてといったところにもちょっと近いところではありますけれども、データの利活用といったところで、足元5年間でどんなことを脅威として、社会環境の変化なども含めてどう感じていますかというふうな質問の項目でございます。脅威として特に感じているところが標的型攻撃、ウイルスメールであるとかそんなところも含めてでございますけれども、それとスマホ、タブレットを実際に仕事の中で使う機会がふえているであるとか、データ利活用の機会がふえていることが、業務効率を上げていくという観点ではどんどん進んでいるのだけれども、それに伴って営業秘密の漏えいの機会もふえているのではないかとといったところが感じているところがございます。そしてクラウドの利用もふえているところも、今回のこの対象になってくるのかなと思っています。

一方で、今回の検討も踏まえてアンケートの項目に足させていただいた部分でございますけれども、ビッグデータ化、AIの技術がどんどん導入されていくところに関して、こちらの今回のテーマですけれど、契約により営業秘密として保護しているところがありましたけれども、では、実際に営業秘密としてデータや情報の管理、契約において、しっかり結んでいますかといった項目でございます。

右上の丸い円グラフをごらんいただければと思うのですが、営業秘密として捉え管理している、これが約4分の1弱。一方で、企業としては営業秘密として捉えたいけれども、まだまだ管理できてないといったところが3割弱でございます。こちらが我々の検討の対象と思っています。

そして、その下のグラフも大規模、中小規模というふうに分けてございますけれども、一番上の項目、これが営業秘密として契約を結んでいますかという項目なのですが、ここは顕著に示されておりますのが、薄いピンクの部分で77.7%とあり、大企業をみると契約をしっかりと結んでいます。一方で、中小企業というか中規模の企業にいきますと14.6%といったところで、この辺はかなり実態としてギャップがあるのかなと思っていますし、一番問題なのは一番下の、こちらデータ、データ、契約、契約とってきいているところなのですが、何もしてないといったところが74.7%といったところなので、こちらはルールとともに、実態を踏まえて契約をしっかりと結ぶことが特に大事なのではないかというふうに感じました。

もう一方で、我々、RIETIのほうでも検討などを行ってくる中で、対策として一番の抑止力としての検知活動と、その周知を研究などで進めているところですが、大企業でみますと、検知活動も行っているし、それを伝えているといった割合が高くなっています。検知活動を行っているところが76.7%、それを伝えているところが63.1%といったところで、かなり検知もしているし、それを伝えているといったところでございます。

一方で、中小企業に関していきますと、まず検知もしておらず、先ほど漏えい実態はありますかという質問項目があったのですが、そもそも漏えいしているかどうかもわからないというところが多くを占める状態が続いているところでございます。ログをとるとか検知をするといったところも、引き続き普及していきたいなと思っています。

もう1枚おめくりください。

では、中小企業などにもこれからどんどん対策を進めてくださいという中で、今まで対策を行ってきた企業に対して、どのような対策が効果がありましたかというところがございます。これは、例えばアンチウイルスソフトを入れているであるとか、ホルダーとかに関してデータにアクセス権を設定しているというふうな、やろうと思えば簡単にできるような、コストもそんなにかからない項目が上位2つを占めていますけれども、これらをどんどん進めていただくことは、お金のかからない部分も多いですし、例えば中小企業庁で進めているような、ITの導入といったところは補助がございますので、そんなところの中でもアンチウイルスソフトを入れていただくとか、我々としてももう少しPRを続けていきたいなと思っています。

今ご紹介したようなところは本当にサマリーの中のサマリーでございますけれども、本日11時になりましたら、我々のほうからの概要報告と、報告書全体に関しましてはIPAのホームページに同時に出ることになっておりますので、詳細をごらんいただきたい方は、ぜひそちらのほうにもアクセスをよろしくお願ひします。

私からは以上でございます。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

ちなみに、スライドのログの検知活動というのは、具体的にはどういうものを指しているのでしょうか。

○諸永知的財産政策室長　　こちらは、例えばメールを送っている送信履歴を確認するであるとか、アクセスログを取るところが主だというふうに思っています。

○岡村委員長　　ありがとうございます。

では、ただいまのご報告につきまして、まずは内容に関するご質問などはございますでしょうか。ご意見については後からまとめて伺うこととなりますけれども、まずは、この内容についてのご質問があればお願いしたいと思います。

さっきの検知活動というのは、通信ログを含めて、いわゆるモニタリングみたいなものを対象にされているのでしょうか。

○諸永知的財産政策室長　　方法に関しては、多分大きな企業であればルーター自体で全部ログをとっていたり、そういうようなところを含めての回答になっていると思います。

○岡村委員長

特段御質問ないようでしたら、この点もまた後の議論で、そこにできるだけ時間をとりたいと思いますので、引き続きまして、今までご議論いただいた論点についての整理と

いうことのほうへ移っていきたいと思います。

まずは、事務局より、中間とりまとめに向けました概要の説明をさせていただきまして、その後、3つほどあります論点につきまして、1つずつ質疑を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明のほどお願いいたします。

○諸永知的財産政策室長 お手元資料5に基づきましてご紹介させていただきながら、そして、今座長からもお話しいただきましたように、資料の中の1、2、3のパートに分けてご議論いただきたいと思います。そして、スケジュールも含めてなのですけれども、今日お示しするものは中間とりまとめの概要（案）といったところで、今まで3回、そして本日含めて4回ご議論いただいたところをとりまとめていくに当たっての概要版の紙だと思っています。これの後ろに文章編といったところを、次回3月29日の会でお示ししつつ、そして4月20日のところまでご議論いただきながら、方向性のとりまとめへ行きたいと思っています。

今回、4月20日までの間に何か条文の案をお示するというよりも、どんな視点や方向性で検討していけばいいのかということ今日の資料でいうところの黄色い四角のようところまでお示して、方向性についても、こんなところをこんな論点も含めて今後検討していくべきといったところを、この春の段階でお示しできればと思っていますので、ご議論のほう、よろしくをお願いいたします。

お手元にもう一つ、資料6がございますけれども、実はこれ、今からご紹介するものに対してございまして、資料5のほうに論点1、2、3と順番を振ってありますけれども、これまで皆様からいただいた意見が多かったものとか、少なくともここは大事というご発言をいただいたところを、発言のメモなどを含めて、我々から提示する論点などを示したものでございます。私のほうから、まず資料5に基づいて説明させていただきながら、ご議論の中では資料6なども引きながら進めていきたいと思っています。それでは、お願いします。

まず、1枚目でございますが、先ほど知財事務局からご紹介いただいた一番左側が、営業秘密として現状も取り扱っているし、今後も取り扱っていく部分で、先ほどのアンケートの中では、取り扱いたいと思っているのだけど、まだなかなかできてないというところもございましたけれども、しっかり守秘契約などを結んでいただきながら、営業秘密として管理していく部分というのは多分にあるなと思っています。一番右側の部分は、むしろデータの利活用や、フェアユースとってはいけないのかもしれませんが、どんどんデー

タを使っていこうという部分。そして真ん中の部分は、今回データの保護といったところでご議論いただいているような、しっかりとあなただけに渡しますとか、もしくは対価を得るような形でやりとりが進んでいるような、無断転用されていくようなことがないようにといったところが1つ目の固まりだと思っています。

これが上のところで黄色い枠で塗ってあって、赤字で書かせていただきましたけれども、データの不正利用行為等の規制といったところで今回対処していこうかなと考えている部分でございます。

そして下半分でございますが、データそのものに直接的な効果というよりも、技術的な部分であるとか制度的な部分で検討していただいている部分が、まず一番左側の緑の部分でございます。こちらはこの会議の場でも多くいただいた意見でございます。現状の営業秘密としての保護対象になっていくところを、これは入る、入らないみたいなところを、特にデータやネットの進展があるところで、入るといったところを明確化してほしいといったご意見を今回もいただいておりますので、営業秘密の管理指針であるとかハンドブックの改定も含めて進めていけばいいのではないかというご意見をいただきましたので、そちらのほうも書かせていただきました。

もう一つ、その隣、一番下の部分でございますけれども、データに付与していくタグ、権利管理情報みたいのところ、著作権でいうところの権利管理情報、今回でいうところのデータ管理情報（仮称）に対して、そもそも法的な対応が必要なのかどうか、こんなところも検討の対象に入れていただければと思っています。ただ、この部分は現状の営業秘密にも当たる部分はあるかもしれないなといったところで、少し横に幅をもった枠囲いで示しているところでございます。

その上、まず左側の3と示しているところでございますけれども、これは、今回のテーマの中の3番目で挙げさせていただいています立証責任の転換といったところなんです。この部分、政令事項ではございますけれども、生産方法といったところに加えて、何か分析方法というふうなところを立証責任の転換の項目として追加するといったところが、これからAIなどが普及していく中において、営業秘密として対応するときに大事なのではないかとといったところでご議論いただいている部分でございます。

そして右下の部分、2として書かせていただきましたところ、これは技術的制限手段として、暗号化などをしてデータを保護しているところなんです。今まではコンテンツ保護だったところに関して、その部分に、まずコンテンツに加えてデータといったもの、もしくは

コンテンツも視聴以外の目的、例えばA Iで分析をしていくであるとか学習していく、こんなところが新たに保護対象となり得るのではないか。そんなところを制限しているのは、技術的制限手段の機器の譲渡などを対象としていくところに加えて、さらにサービスといったところにどう対応していくのか、こんなところを今ご議論いただいているところでございます。このように新しい論点を幾つか黄色い部分で示しているところを、今日ご議論いただきたいと思います。

以降、3ページにわたって1つずつテーマがございすけれども、今日赤字で示している部分は、我々事務局として、今までのご議論をいただきながら、意見としては出ているのだけれども、皆さんに確認をさせていただきながら、中心にご議論いただき、本日の御議論が終わったら、ここは黒字に変えていきたいなと思っている部分でございす。

まず1つ目の固まり、これが今日1つ目の議題ですけれども、データの利活用というふうに今までお話しいただいたところで、まず黄色い枠囲いであるところの「不正な手段によりデータを取得する行為や、不正な手段により取得されたデータを使用・提供する行為を、不正競争行為とする。」というところで、今回検討いただきたいと思います。こんなところを、規定の創設に向けて検討を進めていくというふうな文言で、この中間とりまとめをしていきたいと思っています。

ただ、今日ご議論いただきたいところ、そしてこの先ご議論いただきたいところは、多分黄色い枠で書いているところだとすごく範囲が広い部分でございすので、どういうふうな制限をかけていくのか、もしくは不正の利益を得る目的でとか、その目的をつけていくとか、そんなところをご議論いただきたいと思います。

そして、まず確認事項としているところが規制対象とする行為、これは取得といったところや、その取得の先の転得であるとか、その使用も含めてといったところ、取得したデータの使用・提供といったところ。そして、1枚目の図で一番下の部分で、データに付与するタグみたいのところ、こんなところも対象とするのかしないのかといったところ、管理情報の削除・改変といったところも検討いただきたいと思いますというふうに思っております。

そして留意点といたしましては、契約当事者間といったところは、今の契約行為でもある程度カバーできているところございすので、その先の転得といったところも含めて、そして議論をいただきたいところの、どこの部分をいつているのかといったところもご発言の中で確認させていただきたいというふうに思っています。

その他の行為といったところに関しても、どのような検討が、もしここに挙げているもの以外に何かその他がございましたら、ご議論いただきたいというふうに思っています。

そして保護対象については、データ、データといってもかなり広い部分でございますので、どういうふうなものを対象としていくのかといったところも、今日この場もそうですし、引き続き検討いただきたいなと思っている部分でございます。不正競争防止法といったところでございますので、データの収集や管理に投資がなされているであるとか、有用な情報であるとか、客観的に管理意思といったところが、みてわかるし認識もできる、こんなところがポイントかなと思っています。

そしてその他、資料6のほうには書かせていただきましたけれども、電子化されたデータだけなのか紙も含むのか、こんなところなどもご議論いただきたいというふうに思っているところでございます。

「救済措置」というふうに書かせていただきましたけれども、こちらのほう、ここの場の議論では、差し止め、損賠というふうに民事的な措置に対してのご議論がなされているところなのですが、まだ公表してないアンケートの結果を踏まえますと、刑事罰といったところで、懲役、罰金みたいなところを求める行為もあつたりしますので、どういうふうな進め方をしていくのか。例えば民事からやって、その後ニーズがあれば刑事というふうな、こんなところもあると思いますので、ぜひその辺もご議論いただきたいというふうに思っています。

もう一つの固まりでございます。これは技術的制限手段の無効化というふうに今までご議論いただいていた部分でございますけれども、こちらのほう、赤字で示した部分は3カ所ございます。まず1つ目の固まり、これは今までの映像、音というふうなコンテンツの視聴というところ、黄色い枠の中の右の中に書かせていただいていますその白い部分、映像、音の視聴といったところ。現状でも保護対象になっているところなのですが、その下の部分の映像と視聴以外の利用をするような、こんなところを保護対象に加えればいいのではないかというふうなご議論です。

もう一つ、その横、赤い網かけになっている部分、映像、音のように人間が視覚、聴覚で認識できない、そんなデータ、例えば温度であるとか電圧というふうな機械からそのまま出てくる電気信号といったところをそのまま解析しているような、こんな部分が仮に暗号化などされ保護されている部分があれば、ご議論ありますねといったところを先回、事

務局のほうから示したのですけれども、この辺まだ実態の把握などもなかなか進んでいない部分がございますので、引き続き検討かなといったところで、「必要に応じて検討する」という文言で示させていただいております。こんなところもご議論いただければというふうに思っています。

2つ目、その下でございますけれども、前回アクティベーション方式に関する議論のなかでの、現状の保護手段に合った形で、技術に合わせて対象を明確化していくというふうな部分でございますけれども、アクティベーション方式は今かなり普及している技術でありますので、こちらは保護対象としていこうといったところは前回ご議論いただいたと思いますが、その他、それがあつたらこれもやったほうがいいのではないかとか、そんなご議論も少しあつたと思いますので、今、「等」という形にしておりますけれども、もう少し広い部分が、例えば条文上、「とともに」というふうな文言を外していこうというご提案を前回いたしましたけれども、その中で読めるもの、もしくは読めない部分だけでも技術的な制限手段として今普及しつつあるようなものがあれば、今回対象としていきたいと思っておりますので、ぜひアドバイスなどいただければと思います。

そして一番下の固まりでございます。上の2つは、今現状あるところの機器の譲渡の制限の部分のお話なのですけれども、一番下の固まりは、機器の譲渡ではなくて機器の不正改造をサービスとして行っていくような、こんなところを対象としていくといったところでございますけれども、こんなところに関して、送ってもらって改造して返すであるとか、もしくはお宅に訪問して改造するサービスであるとか、もしくはリモートアクセスのような形で、ネット上で不正改造なりをしていくようなサービスの提供といったところは、不正競争行為として追加していくといったところで検討を進めたいと考えていますけれども、一方で情報提供サービスといったところで、無効化を可能とする情報を提供していくサービスといったところは、表現の自由といったところもございますので、「引き続き、慎重に検討する。」というふうな文言で示させていただいております。

ただ、先生方とこの1カ月、いろいろ議論させていただく中で、例えば教えるとか教唆みたいなどころでもう少し表現を変えていくと、企業なりの実態のニーズに合った形で検討できるのではないかと、こんなところのアドバイスもいただいているところがございますので、今日、ぜひご議論いただければというふうに思います。

次は、立証責任の転換というふうな部分でございます。これは今までのデータの保護と

いうふうなところとはちょっと違って、営業秘密の保護の部分でございます。営業秘密の保護の部分で、今、法律上も物の生産といったところは立証責任の転換といったところに含まれている部分でございますが、その他政令で定めといったところがございますので、一番右上に「政令」と書かせていただきましたが、政令として何を規定していくのか、ここが議論でございます。

そして前回、事務局のほうから、「技術上の秘密を使用する行為等として推定する対象として、分析方法等を規定する。」といったところを示させていただきました。今念頭に置いているところは、ニーズとして多く上がってきているところで、化学分析方法、画像分析方法などを念頭に置きながら、それが読めるような形で条文などをつくるといった検討を進めており、この間、委員の方々や委員の方々の属している団体の方々からアンケートにご回答いただいているところでございます。そちらのほうをみてまいりますと、何らかのデータを集めて分析、解析する、もしくは予測をしていくようなところというのは、営業秘密として保護しているといったところがあるというふうなニーズをいただいておりますので、何かその辺も読めるような形で、こちら赤字で、「引き続き、ニーズを調査し、」と書かせていただきましたけれども、この分析方法といったところ、こんなところを引き続き検討していきたいと思っていますし、アンケートなどのご紹介も次回以降させていただければというふうに思っています。

そして留意点として、こちらは、立証の責任の転換といったところでありますので、そのバランスなども考慮しながら、そして実際に反証していく際に、被告側が証拠を出していくとき、こんなときに自社の営業秘密が漏れないようにというところが、手続上、既に整備されていることも考慮しながらご議論いただきたいというふうに思っています。

今日ご議論いただくところは以上でございますけれども、最後、ページ1枚ございまして、先ほど知財事務局からご紹介いただいた中で我々が対象としていくところは、バランスをとりながら、契約などガイドラインがあって、それを不正競争行為でといったところなんです。そして知財事務局のほうからご紹介はなかったのですが、知財事務局の会議などでいただいたご議論も、発言のメモのような形で示させていただきました。今日は、こちらのほうを順番に、1、2、3といったところでご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○岡村委員長　　大変ありがとうございました。

そうしますと、資料6のほうはどのような位置づけかを簡単をお願いします。

○諸永知的財産政策室長 2ページ目の1つ目の部分でございます。こちらのページにも、例えば論点3という形で、青字でそれぞれの論点を書かせていただきました。こちらの概要の資料と、例えば論点3のページに飛んでいただきますと、過去、この場でご議論いただいたときに、参考情報として事務局から示したものであるとか、その際に出てきた発言の概要といったところを示させていただいておりますので、両方をみながら議論を進めていただければというふうに思います。

○岡村委員長 わかりました。では論点を順番に1つずつ追っていきたいと思います。

○諸永知的財産政策室長 お願いします。

○岡村委員長 では、まずスライド2の「1. データ利活用促進に向けたデータ保護」というところの論点について、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですので、とりあえずこのスライドに記載の論点を1つずつ確認していただければと存じますので、よろしくをお願いします。いかがでしょうか。

では、大水委員よろしくをお願いします。

○大水委員 知的財産協会の大水でございます。

まず、不正な手段によるデータの取得、論点3というところの念頭としては、もちろん盗竊等の行為もあると思いますが、例えば契約で入手したものについて、それを目的外に使用するといったところも含まれると認識して議論させていただきたいと思いますが、現行で一般的に流通している契約においては、秘密情報以外のものについてどうこうするというような規定が入っているものは恐らく少ないのではないかと、まずはないのではないかと、というふうな前提を認識しておりまして、その中で、特に秘密情報の管理の条項ですと大体例外規定がございまして、秘密でない情報、ほかからも入手できるような情報については秘密保持義務の例外であるということ、そこは何ら規定されていないというのが恐らく現状なのではないかというふうに認識しております。

そうしますと、現行の契約では恐らくこの種の議論が対応できない、つまり新しい契約をつくってこれから結んだときには、そういう不正というような認識ができるのではないかなという現実の感覚をもっております。

○岡村委員長 ありがとうございます。

大水委員、例えば目的外利用の禁止を契約にうたうとか、そういうようなことを今後はしていかないと対応ができないのではないかと、このようなご趣旨で受け取ってよろしい

でしょうか。

○大水委員　そうですね。現行の契約では、そもそも秘密情報の目的外禁止ということ  
は規定されていることが多いわけですが、それ以外のものについては、むしろ知的  
財産権の帰属というようなところで処理をして、それは誰のものというのは決めているの  
ですけれども、今回知的財産権の対象にならない範疇のデータということになると、そこ  
は空白として残っているというふうに思っております。

○岡村委員長　わかりました。

では、高山委員お願いします。

○高山委員　刑事罰への言及がございましたので、刑法の観点からの一般的なコメント  
をさせていただきます。

実は営業秘密侵害罪ができる以前に、刑法の財産犯の規定によって一定の情報が保護の  
対象として扱われてきたわけがございます。すなわち刑法的な発想で申しますと、有用性  
がある情報であれば財産的価値のある情報というふうに呼ばれて、一定の条件を満たすと  
刑事罰でもって保護されることになってきたわけです。すなわち、有体物に記録されてい  
る場合であれば、窃盗罪であるとか業務上横領罪での保護対策になってまいりましたし、  
また情報の価額、値段ですね、これが背任罪の対象になるという場合も判例上認められて  
きたわけですし、これ自体は今でも実は変わっておりません。

ですから、営業秘密の要件を満たさない財産的な価値のある情報でも、一部は刑事法の  
保護範囲に入っているということがありまして、刑法学者の頭から申しますと、そういった  
有用性があるような情報であれば、潜在的には一般的に保護する価値があるという理解で  
おります。

ただし、何でもかんでも刑事罰でもって保護するとなってしまうと、一方で、利活  
用が妨げられる萎縮効果などが発生してしまうのではないかとということもありますし、そ  
れと同時に、自己防衛をしなくなってしまうかもしれないというおそれもあります。先ほ  
どの中小企業のアンケートでは、何もしていないというところがかかなりあって、衝撃を受  
けてしまったのですが、そういう観点から申しますと、いきなり広く刑事罰の網をかぶ  
せるということには問題がありまして、営業秘密でも行われてまいりましたように、民事  
の保護が確立してきたものについて徐々に刑事罰の導入も検討していき、新しい保護の必  
要性が出てきた段階でまた検討するというやり方をとっていくのが一般的には望ましいの

ではないかなと考えております。

以上です。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

事務局にお聞きしますけれども、このスライド2の書きぶりも、先ほども事務局説明の中でもありましたけれども、とりあえず民事的保護を急ぐことにして、刑事罰については、次善の策といったら変ですけれども、次の段階でどうするかを考えればいいという、こういう趣旨のご説明だったわけですね。

○諸永知的財産政策室長　　先ほど全部まとめてといたしましたけど、やはり一問一答でお願いします。

まさに民事の部分に関して、今の高山先生、そして岡村座長のご発言のような形で、我々、この場でのご議論がまとまったというところを踏まえて今後進めていければと思いますので、今日、ご議論いただきたく、よろしく願いいたします。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

それでは、長澤委員お願いします。

○長澤委員　　大水委員のおっしゃったことについて、私の考えを述べますと、NDAで扱う機密情報といわゆる営業秘密とは異なるものだと思っています。営業秘密というのは、非公知性と有用性と秘密管理性が必要なもので、所有者の行為がかなり問題になってくるものだと思います。我々もNDAのもとで、相手に機密情報を提供し、「この情報はNDAに書かれている目的以外の目的に使用しない」義務を課します。このように、契約での拘束というものは相手方の行為を問題視するものであって、例えば、情報の供給側の秘密管理性が曖昧であったとしても、契約上はそれを第三者に開示することは禁止し得るといふ違いがあると思っています。

いわゆる営業秘密以外でも、開示した当事者に対してある使用制限をかけたいということとはかなり発生すると思っています。さらに、契約でカバーできないものも存在すると理解しておりますので、その辺りを事務局で明確にさせていただいて、どういうデータに対して新たな保護、例えば不正取得による利用を禁止するかということをはっきりさせていただきたいと思っています。

私の意見ですけれども、不正な手段によりデータを取得、その後の「データの使用・提供」というところなのですけど、これはどこまで対象にするかということももう少し明確にさせていただきたいと思っています。例えばあるエンティティーが、いわゆるハッキング

もしくはディスクリプションのソフトウェアを使ってデータを取得し、それを当然のことながらウェブサイトに公開してしまった際に、それを使った人で悪意がない人まで罰するというのは、やはりまずいのではないかと考えています。例えば模倣品に関していうと、模倣品を使った人を罰することも可能です。様々な国の法律で、このような規定はあると思うのですが、それは模倣品であることがわかっていて、例えば故意に、その模倣品を買った人とか売った人を罰するためであると思います。悪意がない人はある程度保護をしてあげないといけないと、この「不正な手段により取得したデータの使用・提供」については感じます。

以上です。

○岡村委員長　今の2点目のご発言のご趣旨は、従前の営業秘密同様、悪意者であるとかそれに準ずるようなものに限定するほうがいいのではなかろうかと、こういうご趣旨ですね。ありがとうございます。

では、引き続き、野口委員お願いいたします。

○野口委員　2ページ目と3ページ目の比較の中で、2ページ目の点でお話をさせていただきます。3ページ目等は「必要に応じて追加する。」ということで、追加するかどうかまだ決まっていないのだけれども、検討の上、必要性等いろいろ認められれば対応しますよというふうに読めるのですが、2ページ目のほうは「必要に応じて」という記載が一切ないので、この中間とりまとめの段階で何らかやることは決まっているかのような印象を受けてしまうのですけれども、そこはそういう趣旨ではないのかどうかということ、まず最初にお尋ねをさせていただきたいと思います。

といいますのは、資料6のほうを拝見しますと、必要性があるかどうか、ニーズをまず調べるというようなことが、論点で記載されているものと記載されていないものがあり、2番については、先ほどの知財事務局の流れから来ているというのは十分理解した上での発言ではあるのですが、どこにニーズがあるのかという立法事実を明確にしなければ、どういう要件が必要かという議論が進まないのだと思います。そこについては、これまでも多少説明をいただいているのかもしれないのですけれども、規制が非常に広範にわたる可能性がありますので、要件を検討するに当たって、必要性、立法事実の明確化をまずお願いしたいという趣旨で、もしそこが今の段階で明確でなければ、やらないということも選択肢としてあるのかどうかということをお尋ねしたいと思っております。

○諸永知的財産政策室長　ありがとうございます。まさにコメントのところ、

に応じ」といったところは、前回、前々回といったところでニーズを引き続き検討しましょうというコメントがあったところは、「必要に応じ」という言葉をつけています。

逆についてないところで、例えば今示しているスライドのところは、「行為とする」といったところは、先ほど知財事務局からの宿題みたいな形で、政府全体で経産省に来るものでございます。ただ一方で、この部分も具体的に、先ほど長澤委員のご発言にありましたけれども、どういうふうな限定をかけていくのかとか、データとして何を対象にするのか、こんなところは、引き続きニーズとか実態を把握しというところでありますので、我々としても、宿題として一番上の項目に対しての答えはある一方で、何を具体的にやるのかというのは、実態を引き続き検討しながら、踏まえながらというところであると思えます。

○野口委員　そこは、これから検討するのだということがもう少し中間とりまとめのところで、より具体的に検討して必要なところをやるのだということを明確にさせていただければというふうに思っております。

○岡村委員長

知財事務局としてなにかございますでしょうか。

○福田参事官　知財事務局の報告書につきましても、冒頭ご説明差し上げましたように、公正な競争秩序を維持するということを目指した環境整備について具体的な検討を進めてくれというご指示をさせていただいておりますけれども、不正競争行為とすべき具体的な態様とか対象については、こちらでのご検討を期待しているというところがございますので、そこまで具体的に、これをやりなさいということを指示しているわけございませんので、ここでのまさにご議論次第だと考えてございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。では、引き続き野口委員、お願いします。

○野口委員　何点かございますので、続けてご質問させていただければと思います。

そういう意味では、資料6に非常に細かい論点を書きいただいているのですが、この細かい論点に入る前の非常に大きなくくりとして、こちらの知財事務局から配付をいただきました資料3の4の図が非常にわかりやすいので、こちらをみながら私の問題意識をご説明させていただきたいのですが、おっしゃったとおり、労力を投下して保護してほしいというニーズがあるもののうち、取引の安全等を考慮して、法律で規制できるものは全てではありません。その中でもう既に営業秘密は保護されているので、あと、そこにギャップがどんなものがあるかということを検討して対応すべきだということに、

私は本当に100%賛成なのですけれども、一方で、新しくつくられる規制が何かあるのだとすれば、余りに営業秘密の保護から比べて緩過ぎるものをつくるというのは、やはりバランスに欠けると思います。

したがって、営業秘密でもう既に保護できているもののうち、先ほど高山先生のほうからもご指摘がございましたとおり、自己防衛の問題を考える必要があると思います。営業秘密で本来であればできるのに、当事者がそれをやらないことを選択したのか、知らなくてやらなかったのかはともかくとして、結果としてやらなかった場合、意識的に選択をしたわけではないのだけれども、営業秘密の保護から結果としてこぼれてしまったものを救済するような法律というような位置づけになるのだとすると、営業秘密の存在意義に問題が出てきてしまうと思います。つまり、営業秘密で保護できるものについては、その営業秘密での保護の周知徹底を図るべきであり、そこからうっかり漏れてしまったものを救済する法律を作るべきではないと思うのです。

そういう意味で、バランスが必要だと思います。事務局とこれまで何度か議論させていただいた中で、本人が営業秘密で保護しようと思ってもどうしても保護できない分野がありますというご説明をいただいています、そのご説明として、一番わかりやすいものは非公知性のないものであると。例えば、お金を払ってそのデータセットを買おうと思えば、申し込めば100%ほぼ買えるような、ペイウォールの後ろにあるデータは、裁判上は、お金を払えば誰でもみられるものなので非公知性はないという整理になります。そうすると営業秘密には該当しないので、何らか非常に高い価値があるもの場合にそれを保護してほしいという声があるというご説明をいただいていると思います。仮にそうなのであれば、その分野は営業秘密ではないということがわかりますが、そのような分野を保護するために、例えばパスワード等で保護をしていたり利用規約で保護をしてさえいれば、この新しくつくられるかもしれない類型で全部保護されるとすると、そちらのほうが保護の条件は緩いというか保護範囲が広いわけなので、営業秘密ではなくても全部そちらにしたほうが企業としては簡単だということになってしまう可能性があると思います。したがって、そこはバランスを考えることが必要だということをご指摘させていただきたいと思っています。

そういう意味で申し上げますと、先ほど大水委員からのご指摘で、契約で今手当てされていない部分があって、それについてもこの新しい類型で保護することを検討してほしいというご要望というように私には聞こえたのですけれども、私の理解が間違っていました

ら恐縮なのですが、利用規約違反が即不正競争行為になるという整理は、少し危険ではないかと思っております。不正競争行為というのは不法行為の特別法ですけれども、現状、一般の民法の解釈でも、契約違反が即不法行為になるということではないという一般的な整理になっていると私は理解をしております。

そこが不正競争類型に入るということは、その不法行為法と契約法の整理等にも、とても大きくインパクトを与える問題だと思いますので、正当に取得したものが利用規約上制約が入っているにもかかわらず、その制約を無視して利用した場合にはすぐ不正競争行為になるというような考え方は、従来の民法の整理とはかなりかけ離れた整理になるのではないかと思いますので、慎重に検討をする必要があると思います。逆に、契約についてはいろいろ工夫をしている会社さんも、私は弁護士事務所時代にも多数拝見をしておりますので、必ずしも何も契約上の手当てがされていないということではないというふうに私個人は理解をさせていただいております。

○岡村委員長　林委員と相澤委員が上げておられますので、林委員、相澤委員の順番で、そして最後に大水委員のご意見をお聞きして、論点1を終わりたいと思います。時間が限られていて、大変申しわけないです。

○林委員　私も実はバランスが必要という点は、野口委員と全く共感するところでございます。新たな情報財の検討会の際の、「情報財」という言葉について委員からご質問もありましたが、私が数年前に中山信弘先生の「著作権法」という教科書、バイブルなのですが、読み返したときに中山先生が、著作権は情報財の一つである、アクセス制限のない情報財について、ほかの知財権同様、排他的権利として捉えて差止請求権を認める規定をしているけれども、今後、時代が変われば、その保護のあり方も柔軟に考える余地があるというようなことを、既にかなり昔におっしゃられています。

そういった意味で、情報財という視座で検討したのが新たな情報財検討会であったと思えます。私は、既存の知財とか営業秘密以外の情報財について、どのような保護・活用のあり方をこれから設計していくかという問題は、既存の知財や営業秘密の権利行使のメカニズムと相関関係にあると思っております。その意味で、今回、営業秘密保護のあり方についてさらに知財室でガイドライン等のバージョンアップをすることは、一つ重要な点だと思います。

他方、この新たな情報財について、今回、本日の資料5のスライド5のところにも、新たな情報財検討会が使った図がございますけれども、ここでみれば明らかなように、契約

とは区別した形で、不法行為の特別法として不正行為規制と行為規制で対応するというところをこれまで議論し、また行為規制対応としても、対象物を営業秘密とは別のものとして考えるということで、ここまでの議論は来ていると思います。

そうしますと、このスライド2の不正な手段による取得の「不正な手段」に、単なる契約違反を入れるということは、これまでの議論からは少し行き過ぎてしまうのではないかと違和感を覚えます。

したがって、今回考えるのは、単なる契約違反以上の違法性のある行為態様を、新たな不正競争行為類型として特定すること、になると思います。こういった立法作業がこれまでも行われてきたわけであり、そのときには、野口先生おっしゃったような法改正のニーズ、立法事実を調査するところから始まるものと思います。

現在みえているのは、現行法の2条1項11号や12号の、経済の実態からおくれてしまったものの見直し、これは現在、法改正のニーズとして私はみえていると思います。それ以上一般化した形で法改正のニーズがみえているかというところ、今のところわかっておりません。私は今後、「不正な手段による取得」というものが営業秘密の場合の4号からの類型に限定するのか。仮に、4号類型のみならず7号から始まるいわゆる正当取得類型のものまで含めるというのであれば、そこはさらに立法事実の掘り込み、不正な手段とは何なのかというところの限定が必要であり、その結果としては、もしかしたら11号、12号の見直しと統一した形でのソリューションという可能性もあるのではないかと思います。

以上です。

○岡村委員長　大変貴重なご意見、ありがとうございます。

スライド2でも留意点のところに書いてあるのは、別に契約違反を不正競争の中へ取り込めというイコール論ではなくて、契約違反として対応可能な行為との整理をどうつけるのかということですので、特段、契約違反をそのままイコールでという趣旨でお書きではないように見受けられます。

○野口委員　ただ、そのすぐ下に、その他の行為という中に（契約違反）というのが記載をされているので、ここで契約違反を行為規制として検討すべきというふうに指摘をされていると見受けられます。

○岡村委員長　まさにそれについての検討が必要ということであって、これが結論だという話ではありませんので、そこはご留意いただければと存じます。

では、相澤委員よろしく申し上げます。

○相澤委員 営業秘密に限られない技術関連情報の利用に関して、不正競争のなかで、一つの知的財産として捉えるというのは、新しい時代の不正競争防止法のあり方としてはあるのではないかと思います。ただ、前回も申し上げましたが、あらゆる情報がデータでありますから、データとただただでは対象が明確にならないので、何らかの限定が必要だと思います。

それから、今ご指摘がありましたように、単に不正というのでは、明確ではないと思います。契約違反が不正競争ということになると、契約の第三者への効力を一般的に認める話になるので、民法の今までの体系にもかかわる問題なると思います。

したがって、要件を、どのように明確化するかが重要ではないかと思います。その中で、どういうことを規制するために、どういう要件をつくるかが議論される必要があると思います。

それから、不正競争防止法というのは基本的には営業上の利益の保護という側面にとらえられと思います。営業上の利益を害されることが、差止請求と損害賠償請求の要件になっています。不正競争を広げていくと、一般消費者にかかわるものも出てくるので、規制をするときに、あくまでも競争秩序を維持するという原則というのをきちっと残していくことが、必要なのではないかと考えています。

○岡村委員長 ありがとうございます。

それでは、最後にスライド2に関して、大水委員お願いします。

○大水委員 まさしく林先生、相澤先生のおっしゃったところというのは全く同意でございます。誤解を解いておきますと、最初の発言自体、私は自分の意見を述べているわけではなくて、現状こうですということを問題提起させていただいているというポイントでございます。

その観点でいきますと、ここからは少し意見も入るのですが、バランスという中でみるときに、さっき長澤委員もそういうご指摘をされたのですが、出す側と受ける側というところのバランスが必要であると。営業秘密の場合は出す側のほうの管理という話になるし、秘密保持契約の場合は受ける側の話ということになるのですが、そのときに、例えばこの保護対象の中で有用な情報であることというのは、誰の視点から有用なのか。当人が有用と思っているのか、それとも、もらったほうだけが有用と思える情報なのかというような、データの場合には、実はもっている本人は有用の価値をみつけられずに、グーグルさんに預けると何か有用な価値が出てくると、そういうような状況というのも現

在でございますので、そういったポイント。あるいは客観的な管理の意思というのがどのレベルのものなのか。秘密保持契約でも、確かに厳しいものになりますと、アクセスは3人、名前を書いた人のみに限るとか、ロッカーに入れなさいとか、いろいろな厳しい規定があるものもあります。

一方で、管理の意思という意味では、単にコンフィデンシャルであるとかコピーライトとかというマーキングだけがついている、そういったものもあるという中で、どのレベルのものを保護対象とするのかといったところを、精緻に議論していかなければいけないのではないかというふうに考えております。

その中で、情報の開示の側の保護の要請と、実際に開示を受けた側が自分で管理するというところの要請というのがうまくバランスとれないと、産業としては結局使いにくい形になるのだらうなと思います。

○岡村委員長　ありがとうございました。

では、スライド2について、事務局のほうからありましたらどうぞ。

○諸永知的財産政策室長　ご議論いただきまして、ありがとうございます。今いただきました意見の中で、次のバージョンに反映させていきたいなと思ったところを確認させていただきます。

まず、一番最初の刑事罰を入れるかどうかといったところは、高山先生、岡村先生からいただきましたように、まず民事から始めていくといったところがこの場の総意といったところで、結論として方向性を出させていただきます。

一方で、不正競争行為とするという、相澤先生からもいただきました要件を定めていくに当たっては、例えば悪意であるとか、不正といっても何が不正なのか、凶利加害みたいなところもあるのではないかとといったところと、単に契約違反だけで即違法とはならないのではないかとといったところも多く意見いただきましたように、そのところともあわせて書かせていただきたいというふうに思っています。

あと、林先生から、その中の一つのアイデアとしていただいたところで、技術的制限手段といったところは、まさに今機器の譲渡の部分だけだと、多分行為としてとらまえろという意味のご発言かなと思いましたので、アイデアとしてこちらのほうに明記させていただくようなところがあればと思います。

それに当たって、不正競争防止法のそもそもの目的である競争環境の秩序維持といったところに関して、個人の行う行為が入らないようにといったところは、検討の論点みたい

な留意点のところに入れさせていただきたいと思います。

以上のような形で、こちらの資料をまとめていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○岡村委員長 では、引き続き、スライド3の「暗号化など技術的な制限手段の保護強化」についてご意見賜りたいと思います。

野口委員、どうぞ。

○野口委員 1点は、今、林先生からご指摘があったこととの関連なのですけれども、私も、11号、12号を機器譲渡規制ではなくて行為規制とするという考え方もあり得ると思いますけれども、相澤先生からご指摘もございましたが、これは事業者同士のものというところで、11号、12号が導入されたときに、そのためにわざわざ行為規制は入れなかったという立法経緯があったというふうに理解をしております。つまり、譲渡する機器を入手して保護を外してコンテンツを利用する一般の人に対する規制が入らないということが明確にされるということはもちろん必要だと思えますが、それとのバランスで、データを活用するときだけが突出してバランスがとれないようなことにならないようにご留意をいただきたいと思っております。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。では、相澤委員、よろしくお願いたします。

○相澤委員 ここに出ている図がやや不正確ではないかと思えます。少し保護をつけ足すだけのように見えるのですが、広がりを持っていますので、公表する資料として、世の中に誤解を与えるおそれがあるのではないかと思えます。

刑事罰の問題もあります。追加するときに、例えば「等」みたいな形で規定すると構成要件が曖昧になってしまいます。データになってしまうと広い範囲になりますので、ここも丁寧に議論すべきであると思えます。もちろん、時代が変わってきたということも理解はしておりますが。

電子化されたデータは、何でもコンピューターで分析できるので、データを電子計算機により分析するというのは、限定にならないのではないかと理解されます。時代にそぐわなかった部分については対処すべきことは理解をするのでありますが、もう少し丁寧に議論をしていく必要があるのではないかと思えます。

○岡村委員長 わかりました。論点14とか15とかはいかがなのでしょう。要するにア

クティベーション方式などが、これも限定する必要はございますでしょうけれども、技術的制限手段に該当することを明確化するとか、あるいは一定の役務を追加するとかいう点はいかがでしょうか。

○相澤委員 法技術的な問題として不正競争防止法の中に政省令を持ち込むことができたので、その技術的対象をある程度特定するというのを政省令でやるということも考えられます。役務というの、刑事罰がかかってくるのであれば、その範囲を特定することが必要ではないかと思います。暗号化技術というの、レベルはピンからキリまでなので、ある程度技術的手段を特定化して広げていくということも考えられるのではないかと思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。

では、これも時間の関係で、大水委員で、あと事務局でまとめていただくという形にします。

○大水委員 まさしく相澤先生にいわれてしまったのですが、確かに陳腐化した技術的制限手段というものをどうしていくのかというところについても、考えていただく必要があるのかなということを問題提起したくて札を上げました。

○岡村委員長 ありがとうございます。

では、事務局お願いします。

○諸永知的財産政策室長？ こちらの図、ミスリーディングではないかというところではあるのですが、ただ一方で、我々この暗号化とかプロテクトをかけているデータ、情報みたいなところでいくと、結構なものが影の像という、影像の部分にテキストも入ってくるので、実は逆に、ちょっと面積的に小さくなっている部分ってなかなか生声として聞こえてきてない部分がございます。そのため、気持ち小さくなってしまったという含みはあるのかと思います。

○相澤委員 表現ぶりについて、注意をしていただきたいというお願いを申し上げます。

○諸永知的財産政策室長 その中で、まさにこういうふうな部分があるというところと、この部分、条文上既に刑事罰があるところなので、曖昧な表現ではいけないといったところでもありますので、アクティベーション方式等のところも、条文上は、前回示した「とともに」というような同一性、場所の同時といったところが読めるような、こんな表現に落とすという中で、皆さんが念頭にあるようなものが読めているかどうか確認をしたいとい

う意味で、アクティベーション方式というのは書かせていただいていますので、多分条文上、アクティベーション方式といったところが出てくるわけではありません。

そんな中で陳腐化なり、もしかすると最先端の技術といったところは、今この瞬間、皆さんの頭にあるようなところで、それが主流となっているような技術、製品技術があるのであれば、なるべく技術の進歩に応じて条文はどんどん変えていきますといいつつも、そんな何度も何度も頻度よくできるものでもないので、ぜひこの機会に、これもあるぞといったところがあればぜひ教えていただきたいといったところがありますので、ぜひ大水委員なども中心に、いろいろ引き続きご議論いただければと思います。

○岡村委員長　ありがとうございます。

このスライド4も大変重要なところでございますので、その際に、スライド4の点についての留意点としましては、対象とすべき行為の範囲ということはどう限定するかということ、あるいは被告側の反証ということをも可能にするということとバランスを図ることが留意点に書いてございますのと、私なりにつけ加えますと、いわゆるインカメラ方式での審理、あるいは最終、従前あるような閲覧・謄写制限等々の伝統的な制度をここでも思惟及ぼすことを明確化するということが1つ重要になるのかなと思ったりしておりますけれども、鈴木委員、ここが一番ご発言お願いしたいところでもありますので、何かございますでしょうか。

○鈴木委員　論点16に関してということですか。

○諸永知的財産政策室長　4ページ目のスライド4の3の部分、4ページ目のスライドの部分の議論に今から移りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員　前回、私が、最後のところで質問させていただいたところなのですが、必要性は理解できるのですが、実際に政令として規定される行為自体がどんなものになるのかというのが具体的にイメージできなかったもので、質問させていただいたものです。余りに広く規定され、逆に日本の企業が訴えられてしまうというようなことがないようにしていただければよいのではないかと考えています。

○岡村委員長　ありがとうございます。

では、池村委員お願いいたします。

○池村委員　確認というかお願いですけれども、黄色の枠組みで書かれているところ「分析方法等規定する。」この文言はいいのですが、その下の保護対象で、「化学分析方法、画像分析方法」この2点を挙げられているのですが、細かく解釈をすると、化学分析

というのが、機器を使った本当に細かな作業による分析だけを捉えられるような言葉になりかねないので、例えばアナリシスというと、分析・解析・検査とかいろいろな大きな意味がとれると思うのですね。前回私のほうでプレゼンさせていただいたのは、化学分析で得られたデータを、その集まりを解析することによってアルゴリズムを出してというような、どちらかというとなら分析よりも解析のほうに近い、あるいは検査までも含むという概念で話しさせていただいていますので、このあたりの文言を継続して検討していただければと思います。お願いします。

○岡村委員長　質問がてらのお願いでしたので、これ、事務局なにかご意見ありますか。

○諸永知的財産政策室長　結論から申し上げますと、ぜひいいアイデア下さいということになるのですが、一方で、経団連の方々、そして委員の方々にもご協力いただいています。この部分の今ニーズの調査などを行っているところでございます。その中からお答え申し上げますと、多分化学分析方法、画像分析方法よりももう少し幾つかニーズが出てきているかなといったところです。

例えば、冒頭の説明の中でもお話ししましたが、需要予測のようなところであったり、今工場内の稼働状況を分析したり、まさに解析したりしているというようなところが、物の生産とはちょっと違うのだけれども営業秘密でしっかり管理していて、ただそれが漏れてしまうと立証がしにくいみたいなどのニーズをいただいていますので、何かそんなところも含めて検討していきたいと思っていますので、また池村委員にもご協力いただきながら文言をどうしていくのか。

ただ一方で、広過ぎると、という話は先ほど鈴木委員からもいただいていますので、その辺の縛り方、ここはぜひ皆様にもお知恵をいただきながら、そしてそのニーズ調査までやっているのですが、各企業さんに対面のヒアリングをお願いしているところなのですが、年度末でというところでなかなかスケジュールが合わなくて、今日間に合わなかったところもありますので、次回ぐらいまでに、こんなアンケートの結果になりましたよというところを示しつつ、もう少し——今こちらのほうも想定し、検討するというのがこの化学分析——分析という表現がいいのかは別として、画像分析法というのはとりあえず射程の中に入れていきたいと思っていますところではあるので、それも含めてもう少しニーズを追ってきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○岡村委員長　ありがとうございます。

では、相澤委員お願いします。

○相澤委員　　営業秘密を有している側の立証の負担の問題を軽減するために出てきたものですから、政令で規定することによって積極的に進めていただくことは賛成です。基本的には文書提出命令等を含めて、現在の制度が原告の立証について厳しい特徴を有しているということで、基本的な視座も忘れることなく進めていただきたいと思います。

○岡村委員長　　大変重みのある言葉、ありがとうございました。

では、大水委員。

○大水委員　　この部分について、政令委任の考え方としては、当該技術を使用したことが明らかな行為であるという、こういう「明らかな」という要件が入っているというふうに認識しておりまして、今例として出てきているものは、なかなかそこがわからないので議論がしにくいというところがありまして、恐らく具体的な文言をベースに議論しないと、なかなか共通認識が達成できないのではないかなとおもいます。一旦これを制定されてしまいますと、明らかな性というところが飛んでしまう形になりますので、ぜひ具体的な文言で、この化学分析方法あるいは画像認識方法を使った結果として、明らかな行為はこれですというところまで限定をしていただいた上で議論をしないと、いいとも悪いともいえないというところを感じております。

○岡村委員長　　ありがとうございます。

では、引き続きまして、末吉委員よろしく願いいたします。

○末吉委員　　私は、この方向性に賛成なのでありますが、先回の鈴木委員の問題提起を私なりに別の角度で考えましたのは、例えば、この方法は使ってはならないという差止命令の主文があります。そうすると、その方法を使ってはならないという限度で命令になりまして、不作為がかかります。これに違反しているかどうかというのは、これは結構難しいと思います。そういう判決をいただいた後、違反しているのかというのを原告の立場でどうなるのだろうかというのが、もしかすると池村委員の問題関心事なのかなとも思いました。

そういう意味では、先ほど相澤委員がいわれたとおり、文書提出命令に関するいろいろな総合的な検討も片や検討されているし、もしかすると執行の問題かもしれません。差止命令に対する執行のあり方のところで、もしかすると違反していることについてなかなか立証することが難しいという、これは営業秘密の特殊性、もともとこの5条の2がスタートラインだったと思いますのですけれども、そこに立ち返ってもう少し深掘りする必要があるのではないかというご意見と私としては受け取りましたので、ぜひ事務局におかれま

しては、そういう点も考慮いただけたらと思います。

以上です。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

今、鈴木委員のお名前が出てきたのですが、何かそれに関連してございますでしょうか。

○鈴木委員　　私がかまくいえないところを末吉委員にいただけたのではないかと思います。判決を出したけれども、それがその後どういうふうに執行されるのかなど、判決主文については、その執行はどうなるのだろうかということは常に意識しております。そういったところも含めて、どういった規定にするのがよいのかについてご検討いただくとよいのではないかと思います。

○岡村委員長　　その点もまた別途、具体的にお知恵をおかりできればと存じます。

ほかの委員の皆様方、ございますでしょうか。

では、宮島委員よろしくお願いたします。

○宮島委員　　参考のところにある新たな情報財検討委員会に私も参加していますので、そちらの方向から今の議論を一応確認させていただければと思うのですが、下の2つの丸に関する「データを不正の意図をもって入手する行為とか」、そういうのを新たな不正行為として追加するというのは、今追加する方向だというふうに認識してよろしいでしょうか。

あと、「プロテクションを破ってデータを抽出して、第三者に提供する行為は不正行為と認定するアプローチ」というのは、それもその方向と考えていいと理解しているのですが、下から3つ目の「意図せずにデータが流れてしまった場合の救済について、契約による損害賠償だけではなく、不正競争防止法の何らかの適用をして、差止できると良いのではないか。」という議論があったことに関しては、これは今議論が進んでいる不正競争防止法の適用で差し止めできるように組み立てつつあるのかがわかりにくいのですが、これに関しては今回回答が出つつあるのでしょうか、どうでしょうか。

○諸永知的財産政策室長　　回答としては、まだ出ているかどうかは別として、こういうことも一つの案として検討はしているのかなと思っています。営業秘密以外の部分で何らかの行為規制を設けることによって、その措置として、2ページ目のスライド1にあるような、救済措置として損害とともに差止という項目を挙げていますので、まさにこれを意識しての。

○宮島委員　わかりました。

○岡村委員長　よろしいでしょうか。

ほかにご意見はございますでしょうか。本日、ご出席いただいた方から最低お一言いただければと存じますので、久貝委員、お願いできましたらと存じます。

○久貝委員　ご指名ありがとうございます。この会議、実は今日が初めてで、データ保護の議論等は中小企業にとってどれぐらいの関係があるのか、あるいは中小企業の側がどれぐらい関心をもっているのかというのもありましたけれども、先ほど出ております技術的な営業秘密の保護に関しましては、一応ご要請もありまして少し調べておるのですけれども、ここにありますような分析のようなもの、こういうニーズは確かに声が聞こえているようなことがございます。もちろん、これを余り広げるとどうかというのはありますけれども、ある程度こういうものに対応してほしいという声は出ておりますので、それは申し上げておきたいと思えます。

ついでで申し訳ないのですけれども、営業秘密の保護で中小企業の場合、なかなかそれが十分にできていないのではないかという話がいろいろ出ておるのですけれども、これはかなり実感に合っている、私どももこんなところだろうと思うのですけれども、それは業種にもよりますし規模にもよるのですけれども、独立性の強いところというのは、当然自分の経営資源を守る、その知財を守るというのはあると思うのですけれども、親企業との取引関係で成り立っているような会社もいっぱいあるわけで、そういうところは自分の知財よりはむしろ取引のほうを重視するということがあると思えます。

それに、いろいろな生産工程を改善するにしましても、親企業と一緒にやっているところもありますので、その改善から生まれたノウハウを自分の知財だとか自分の営業秘密だという意識がどのくらいあるか、あるいは、そんなこといってどうするのだという、そういうことがあると思えます。ただ、営業秘密の保護自身は中小企業にとって大事なので、政府や専門家の方々によって意識を高めていただくということは大事なことだと思います。この間、世耕大臣にもプランを出していただきました下請の取引条件の改善というのは、非常に明快に出していただいていますけれども、そういう中に中小企業の知財保護も入れていただければ大変ありがたいと思っています。

○岡村委員長　ありがとうございました。

親企業から預けた重要な情報を、取引先である中小企業さんのほうにきちんと保護してほしいというような要請もあろうかとは存じますので、よろしくお願ひたく存じます。

ほかに何かご意見がなければ、事務局、いかがでしょうか。

○諸永知的財産政策室長　では、お時間がまだあるといったところで、幾つか確認をさせていただきます。今日のスライドの1つ目、2ページ目のスライドのところ、今日ご議論の中で出なかったところで、タグづけ、トレーサビリティのためにタグをつけるというふうな1つ目の規制行為のところ、「他者にデータに付された管理情報の削除・改変等」、こちらのほうで何かご意見いただける部分があれば。論点の5、6というふうに書かせていただいている部分でなにかございますでしょうか。

○岡村委員長　では、まず野口委員、お願いします。

○野口委員　これも、どのようなものを想定されていらっしゃるのかということ的前提で、より深く議論する必要はあるかと思えますけれども、著作権法の規定にヒントを得ているもののように拝見をしましたので、著作権法では、まず著作権という絶対的な権利があって、それを実効化するためのメタデータの保護というような整理になっていると思うのです。

したがって、先ほどから相澤委員のご指摘もあるのですが、透かしを入れれば何でもかんでも対象になるというのだと、ちょっと広過ぎるような印象もありますので、そここのバランスが必要だというか、だから一切必要ないという趣旨では決してないのですけれども、より深い議論が必要かと思えます。

○岡村委員長　適正な範囲の限定というご趣旨ですね。わかりました。

大水委員、お願いいたします。

○大水委員　私も余り専門家でないので、ご質問になってしまうかもしれないのですが、この行為自体が、それ自体が果たして処罰あるいは規制すべき対象なのか、こういうことをした結果の行為としての不正な手段による使用、不正な使用とかいうことになるのか、あるいは逆にいうと、こういうタグをつけることというのが、客観的な管理の意思というところでどう評価するのかという、そういうサブのファクターなのか、それともこれ自体がメインのファクターなのかというのは、ちょっと理解ができてないところではございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。

では、相澤委員よろしくお願いします。

○相澤委員　どのようなタグなのか。著作権の場合には、著作権利者であることを表示するというところで、当時はある程度その技術についても、想定していたものがあると思

ます。現在、どのようなタグをどのようなものにつけるかということ議論しないといけないと思います。

タグを外すことを、ある程度規制することについて反対というわけではないのですが、限定をしないと、何を規制しようとしているのかわからなくなってしまいますと思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。

長澤委員、お願いいたします。

○長澤委員 よく似た話で、今のタグの話ですが、特許書く人間として読むと、非常に広い表現です。どのような付加データでも入ってしまうように読めるので、何をもって「タグ」というか、「タグ」とはそもそも何なのだという話も議論になります。ただ、諸永室長のほうから、それはこれからニーズを聞いて固めていくという話を伺っていたので、安心したいと思います。

同じような話が、先ほどの営業秘密のほうの立証責任のところの「画像分析」という言葉もとても広くて、エッジをみつけただけで画像分析かということ、濫用のおそれが出てくるので、もう少し狭い表現にしたほうがいいように思いますが、これもやはりニーズ次第だと思います。私も知らないニーズがあるかもしれませんので、ぜひ聞き取りを進めていただきたいと思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。

ほかには、何かご意見はございますでしょうか。

では、事務局のほうから、タグの点についてご説明願います。

○諸永知的財産政策室長 ご意見ありがとうございました。事務局のほうとしても、前々回お示しした中で不正競争防止法、多分今の大水先生のご発言にすごく近いところで、著作権法には、権利管理情報を外す、改変するといった行為規制がある一方で、不正競争防止法で行こうとすると、権利管理情報を外すだけの行為って競争関係にどう影響しているのかなという事務局側の疑問もあったので、多分皆さん同じ認識なのかなと思っています。多分外した上で使うとか、外した上で提供するとかとなると、この場のご議論、今の意見をまとめさせていただくと、外したことよりも外した後提供とか、その後の行為で、何かその前提のところの不正な部分というところで、この場のご意見として引き続き検討という形にしたいと思いますので、ありがとうございました。

○岡村委員長 では、若干駆け足だったせいもあって、逆にもう少し意見を伺う余裕、時間ができましたので、全体の論点で言い忘れた、これもいっておかなければという意見

がございましたら、お述べいただけましたら幸いなのですが、いかがでございましょうか。

○相澤委員　グローバルについては、現在では、海外における不正な行為からどうやって日本の制度の枠内で保護できるかという課題があると思います。営業秘密の場合であっても、海外における営業秘密の不正な利用の行為に対して、日本国内で訴訟がどのような場合できるかということが最近のグローバルに対する措置であると思います。グローバルという視点で、どのような措置でどのような目的を達するのかを議論する必要があります。

例えば、日本の国内で日本企業がやると違法になるのだが、外国で外国企業がやるとそのままということでは、かえって、日本の企業の情報の利活用が損なわれるということにもなります。そういうグローバルな視点というの、頭の中に置いておいていただきたいと思えます。

○岡村委員長　では、鈴木委員お願いいたします。

○鈴木委員　お聞きしたかったのが、論点7のデータ収集、不正なデータ、新たな不正競争行為の対象となるデータというものをどういうものとして定義するかということですけど、「データ収集・管理等への投資がなされていること」ということを要件とすべきかどうかというあたりで、収集や管理等に係る一定の費用というので、何か明示するイメージなのでしょうか。

○諸永知的財産政策室長　ありがとうございます。こちらの論点7、12ページの部分でございますけれども、こちらのほう、我々、営業秘密と同等の保護みたいのところもご議論ある中で、重要性という要件を、営業秘密である中で、そこをもう少し明確化したほうがいいのではないかと、それと、あと過去の裁判例などをみながら、翼システムであるとかいろいろなものをみながらこんな文言を書かせていただきましたが、それを実際の条文でどうするかというところは、ご相談かなというふうに思っています。

○鈴木委員　ありがとうございました。

○岡村委員長　では、大水委員お願いします。

○大水委員　今の「収集・管理等に費用等を投入した」というところの考え方の中で、1つだけちょっと指摘させていただきたいのは、例えば、集めたときには費用がかかるのだけれども、もしそれが、時間がたつとどんどん陳腐化していったという中で、今集めたらそんなにかからないというような状況もある中で、そういうところをどれぐらいのタイムスパンで対応するのかといったところの視点も入れていただきたいというふうに思っております。

○岡村委員長 別の観点から光を当てていただいて、どうもありがとうございます。重要な視点だと考えます。

では、宮島委員お願いいたします。

○宮島委員 今回、実態調査に関する概要がせっかく出たので、ちょっと感想を申し上げたいのですけれども、今回の議論は、各国の中でも一番先頭を走っていきこうというような流れの中なので、ニーズとかそういうのが余り明確ではないというか、はっきりしていない中で議論しているの、ある意味しようがないのですが、私自身もなかなか具体的な事例が頭の中でイメージできないので、どう考えたらいいかわからないような点がたくさんあるなど自分で思っています。

その中で実態調査をみると、中小企業とかは、問題意識が全くないわけではないのだけれども管理ができていないとか、実はこの委員会の議論とはとても離れたところにまだいる会社がものすごく多いのだなということを改めて感じます。だから、先端の議論は議論として、本当にここの委員会の議論が一番最先端でいいと思うのですけれども、それがよりニーズとか具体例からどんどん法文も離れてしまうと、わからない人にとってはよりわからない法律になり、自分たちにとって何の関係があるのかどんどんわからなくなるというような不安を、私は専門家ではないので感じます。

なので、ここら辺の底上げというか、今回のこの法律がなぜあなた方にこんなに重要なのですかというところの周知を徹底的にしながら進めるということが非常に重要だということ、改めて調査で感じました。

○岡村委員長 大変重要なご指摘、ありがとうございます。

そうしましたら、あと野口委員がご質問がごありということですので、お願いします

○野口委員 冒頭、知財事務局のほうからご説明があった欧州の議論に関連して、この全体の方向性について1点、感想のようなものを述べたいと思うのですけれども、Sui generis rightが欧州でできたのが1996年ということで、20年ほどたっているわけですが、これがイノベーションにプラスであったかどうかということには非常に大きな議論があって、ここで見直しの方向性をヨーロッパが打ち出したということ自体が、イノベーションにとって結構マイナスな面もあったという風にIT業界の中では評価をしている人も多いと私は理解をしております。

全体の状況の中で、イノベーション性の高い企業が余りヨーロッパから出てこなくて、アメリカのほうからたくさん出てきているという事実自体が、やはり保護と利用の balan

スがちょっと行き過ぎだったのではないかという評価がされているというふうに理解をしています。

したがって、ここでの問題意識として、絶対的な権利をつくるのではなく行為規制を検討するという方向性と理解をしております、その大前提として、物に権利を与えるよりも、行為規制のほうが緩やかな規制であるという認識からそういう方向になっているというようにご説明としては理解をいたしました。ただ、行為規制の範囲が広くなり過ぎると、逆に絶対的な権利を与えられないようなものにすら、何かの行為をしたら全て行為規制にかかってしまうというような場面も起こりうるわけで、行為規制の条件次第では、行為規制のほうが広いというような設計もある、つまり、行為規制だから必ず狭いということではないと私は理解をしております。そういう意味で、全体のバランスを考えていただきたいと思います。AI、マシンラーニング自体がすごくまだ早期の段階なので、早期の段階で広い規制を入れ過ぎると、萎縮効果のほうが多いというのがSui generis rightの教訓だったというふうに私は理解をしておりますので、そのあたりも踏まえながら範囲を検討したいと思っております。

以上です。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

今、内閣府の資料に関してでしたので、何かございますでしょうか。

○福田参事官　　今のお話は、欧州の状況を、過去1996年にできて以来の、特に著作権で保護されないような額に汗したデータベースの保護に関する権利が、実際欧州における産業界にどういった影響を与えたのだろうかという分析のご発言だったと思います。そういうご意見、私どももよく聞いていて、私どももこのデータの保護に関しては、欧州のSui generis rightを参考にしつつ、データに関するSui generis rightというのも一応検討の対象としておりました。

先ほどの幅広い横のスペクトラム（資料3第5頁）がございましたけれども、そういった中で排他的権利、線の左側に入っているようなものは、最初からこういう権利設定をしようとする利活用は進まないのではないかというご意見も多数あったことから、現状は見合せようと、様子を見ましよう、国際な動向も見ていまいしょうということでございましたので、基本的に認識自体は共有しているのではないかなと思います。おっしゃられるとおり、行為規制だから必ずしも影響はないということでは恐らくないと思いますので、それはまさしくこちらでのご議論次第かと思っておりますので、営業秘密小委員会でのご議

論を期待しているところでございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。

野口委員、よろしいでしょうか。

末吉委員が上げておられました。お願いいたします。

○末吉委員　本日の資料の中で資料4の実態調査の結果というのは、私は非常に重要な意味があると思うので、ぜひこの分析を十分をお願いしたいと思っていますところでは。

ちなみに、著作権法の柔軟な権利制限規定の改正を検討する中で、今回、膨大なアンケート調査が実施されまして、ほとんど著作権法は理解されていないとの結果だと思います。また、理解されている方ほど、フェアユース的な抽象的な権利制限規定は嫌がっているという、我々としては極めて重大に受けとめなくてはいけない結果が出ております。今回、特に中小企業対策、これを非常に私は気にしているところでございますけれども、そういう点を含めて、この資料4につきましては、結果のみならずその先の分析などで、この場にまたいろいろなことを出していただきたいというお願いでございます。

以上です。

○岡村委員長　大変重要なご指摘かと存じますし、これの詳細版が11時にアップロードされているということでございますので、これは最初の話にありましてとおり、IPAと経済産業省と両方でアップをされております。

それでは、大体時間が参りましたので、今後の予定を含めて、今日の総括という形で事務局のほうからお願いしたいと思います。どうも活発な議論、ありがとうございました。

○諸永知的財産政策室長　今日も委員の方々、活発なご議論ありがとうございました。

そして、1つずつ確認いたしますけど、まず資料4に関しましては、もう11時過ぎましたので、経済産業省のホームページ、そして詳細な報告書に関しては、そこからリンクも張らせていただいていますけれども、IPAのホームページのほうに出ております。そして、今日会場の方々には事前のダウンロードができませんでしたので、入り口のほうで資料など、そちらのほうに置かせていただいていますので、必要な方はおもちいただければと思います。

そして、次回以降に向けてでございますけれども、今日ご議論いただいた特に資料5に関しましては、今日いただいたご意見でもう少し加筆をさせていただきながら、例えば言葉の語尾の部分とかも調整させていただきながら、そして赤字を消したような形でまた次回示させていただいて、そして次回に向けては文章編のほうも事前に委員の方々のご相談

しながら、またこの場でご議論いただきたいと思っています。

今回のスケジュールでございますけれども、次回は3月29日15時、午後3時からこちらの建物で行いたいと思います。そちらのほうでは、報告書のたたき台、案を示すとともに、今日この場でも、どういうふうなことを想定しているのだといったところがございましたので、次回は、日経BPの特別編である日経ビッグデータの副編集長の方にもご参加いただきながら、例えば、データベースとしてのデータを売り買いして既に流通が少しずつ始まってきているところがございますので、そんなところの実態とかをご紹介いただくようなことをしつつ、本文編のほうも修正などのご意見いただきたいというふうに思っています。

さらにその先の日程を申し上げますと、4月20日、こちらのほうで何とか皆さんのご意見を集約したいと思っています。次회가3月29日15時から、次々회가4月20日15時からを予定しておりますので、またよろしく申し上げます。詳細に関しましては、事務局のほうからまた追ってご連絡させていただきます。

○岡村委員長　それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会の営業秘密の保護・活用に関する小委員会、第9回会合を閉会とさせていただきます。

本日は、長い時間にわたりご審議にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

——了——